

労働・子育てWG分野のモニタリング結果報告書

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-1-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	本施策は、労働条件の確保・改善を図ること、労働契約に係るルールの周知を図ること、最低賃金制度の周知を図ることを推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>労働者の方が人たるに値する生活を営むための労働条件を確保することは、大変重要なことです。このため、労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。</p> <p>個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。</p> <p>また、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図ります。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準法(昭和22年法律第49号) ○ 労働契約法(平成19年法律第128号) ○ 最低賃金法(昭和34年法律第137号) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費[平成25年度予算額:1,184,100千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,267,190	1,183,860	精査中
		補正予算(b)	△ 14,629	△ 29,750	98,042	△ 27,925		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	1,256,065	1,190,719	1,168,763	1,239,265	1,184,100	精査中
	執行額(千円、d)	853,400	960,653	943,243	精査中			
執行率(%、d/(a+b+c))	68%	81%	80.7%					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	95%	95%	96%	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	70%	前年度以上	前年度以上	
	指標2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	83.0%	92.7%	93.2%	90.0%	93.0%	80%
		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	
	【参考】指標3 賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		196億円	116億円	123億円	146億円	集計中	-	

参考・関連資料等	<p>【指標1、2】 関係法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 【指標1、2】 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0688.pdf#search='%E8%A1%8C%E6%94%BF%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%B3%95 【指標2】 最低賃金特設サイト URL:http://pc.saiteichingin.info/</p>
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	※	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	---	----------	---------

※ 労働契約法については労働条件政策課長 村山 誠、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 里見 隆治

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-2-1))

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)							
施策の概要	この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少をはかるため、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図ります。 また、事業者健康診断の実施や産業医に選任等を義務づけることで、労働者の健康確保を図ります。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場での危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であることから、その取組を促進します。							
予算書との関係 ・関連税制	この施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)安全衛生対策費【平成25年度予算額:15,472,761千円】							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,217,374	16,178,404	15,658,538	16,168,868	15,472,761	精査中
		補正予算(b)	—	—	1,748,604	—	—	
		繰越し等(c)	331,152	6,416	5,737	0	0	
		合計(a+b+c)	19,548,526	16,184,820	17,412,879	16,168,868	15,472,761	精査中
	執行額(千円、d)	—	—	—	—	—		
執行率(%、d/(a+b+c))	—	—	—	—	—			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労働災害発生件数 (休業4日以上の死傷者数)	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		129,026	129,026	114,152	116,733	117,958※	119,576	90,318
		(119,291)	(119,291)	(105,718)	(107,759)	(111,349※)	(-)	(83,503)
	年度ごとの目標値		前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	
	指標2 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		33.6%	—	—	—	43.6%	—	100%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標3 全面喫煙又は空間分煙にのいずれかの措置を講じている事業所の割合	基準値	実績値					目標
19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	
46.0%		—	—	—	47.6%	—	受動喫煙のない職場の実現	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
※東日本大震災を直接の原因とする死傷者数(2,827人)を除いた数								

参考・関連資料等	<p>○労働災害に関するデータ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html</p> <p>○労働安全衛生法 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/</p>						
----------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	労働基準局 安全衛生部	作成責任者名	計画課長 井内雅明 安全課長 半田有通 労働衛生課長 椎葉茂樹 化学物質対策課長 奈良 篤	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------	--------	--	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-3-1))

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)							
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものです。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条において、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2において、「労働者災害補償保険は、<中略>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)保険給付費:保険給付に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:780,347,940千円] (項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入:職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部)[平成25年度予算額:9,748,071千円] (項)職務上年金給付費等交付金:職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:6,306,295千円] (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:14,219,141千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	813,286,931	825,236,779	823,579,010	817,870,706	810,621,447	精査中
		補正予算(b)	-	-	1,390,205	0	0	
		繰越し等(c)	1,304,120	1,030,652	241,258	-458,612	637,403	
		合計(a+b+c)	814,591,051	826,267,431	825,210,473	818,049,497	811,258,850	精査中
	執行額(千円、d)	762,370,867	773,006,961	779,077,515	精査中			
執行率(%、d/(a+b+c))	93.59%	93.55%	94.41%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	209	209	190	188	未確定	-
	年度ごとの目標値	-	-	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	指標2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
-		277	261	258	255	未確定	230日	
年度ごとの目標値	-	-	前年度以下	前年度以下	230日			

参考・関連資料等	平成24年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」まとめ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034xn0.html						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	労働基準局労災補償部補償課	作成責任者名	補償課長 若生正之	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-3-2))

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)							
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、 などの諸事業を行っています。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性及び効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施します。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条にて、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2にて、「労働者災害補償保険は、＜中略＞業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)社会復帰促進等事業費：被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費(全部)[平成25年度予算額：152,344,392千円] (項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費：独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部)[平成25年度予算額：7,144,196千円] (項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費：独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)[平成24年度予算額：2,660,648千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	178,605,719	173,012,779	168,113,888	168,055,478	162,149,236	精査中
		補正予算(b)	7,431,785	-	17,046,636	0	0	
		繰越し等(c)	167,091	1,359,183	-57,053	184,089	32,861	
		合計(a+b+c)	186,204,595	174,371,962	185,103,471	168,239,567	162,182,097	精査中
	執行額(千円、d)	162,663,275	151,183,920	168,512,956	精査中			
執行率(%、d/(a+b+c))	87.36%	86.70%	91.04%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				
目標	労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	55.8%	66.0%	70.4%	74.4%	未確定	前年度以上	
年度ごとの目標値	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
参考・関連資料等	平成24年第1回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ghkh.html							
	平成24年第2回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002rcap.html							
担当部局名	労働基準局労災補償部 労災管理課	作成責任者名	労災管理課長 木暮 康二	政策評価実施時期	平成25年6月			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-4-2))

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること							
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施しています。 (1)中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること (2)勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること (3)労働金庫の健全性のための施策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>施策の概要(1) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、これらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与しています。</p> <p>施策の概要(2) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与しています。</p> <p>施策の概要(3) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、労働者の経済的地位の向上に寄与しています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>施策の概要(1) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成25年度予算額:1,983,480千円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成25年度予算額:6,486,308千円]</p> <p>施策の概要(2) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成25年度予算額:587千円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成25年度予算額:278千円]</p> <p>施策の概要(3) 一般会計(項)厚生労働本省共通費(一部) [平成25年度予算額:9,080千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	11,751,521	9,771,329	9,310,335	8,820,521	8,479,733	精査中
		補正予算(b)	0	0	-179,627	0	-	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	11,751,521	9,771,329	9,130,708	8,820,521	8,479,733	精査中
	執行額(千円、d)	7,316,820	8,488,967	8,797,462	精査中			
執行率(%、d/(a+b+c))	62.3%	86.9%	96.4%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	411,561人	404,586人	439,272人	442,567人	321,508人	324,000人
		年度ごとの目標値	400,600人	400,600人	403,600人	405,600人	332,600人	
	指標2 勤労者財産形成促進制度の利用件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	10,180,064件	9,873,198件	9,636,847件	9,378,415件	9,080,343件	前年度以上
		年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 全労働金庫に対する検査実施率	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
-		50%	50%	57%	43%	43%	50%	
年度ごとの目標値		50%	50%	50%	50%	50%		

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO160.html ・勤労者財産形成促進法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46HO092.html ・労働金庫法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28HO227.html ・関連する行政事業レビューシート 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(雇用勘定) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0691.pdf 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(労災勘定) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0536.pdf ・関連する統計資料 http://www.taisyokukin.go.jp/toukei/index.html
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>労働基準局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>勤労者生活課長 木原亜紀生 労働金庫業務室長 能登清和</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	---	-----------------	----------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-6-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-6-1)</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次のことを推進するために実施しています。 ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること</p>							
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。 とされています。</p> <p>○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができる。 とされています。</p> <p>○国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としています。 ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第13号</p>							
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労使関係等安定形成促進費(全部)【平成25年度予算額:350百万円】 (項)労使関係安定形成促進費(全部)【平成25年度予算額:409百万円】</p>							
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度要求額</p>	
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>					
<p>測定指標</p>	<p>指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>					<p>目標値</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>81%</p>	<p>—</p>	<p>88%</p>	<p>87%</p>	<p>79%</p>	<p>75%</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>75</p>	<p>—</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>521日</p>	<p>420日</p>	<p>495日</p>	<p>385日</p>	<p>385日</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>—</p>	

指標3 申立てから1年6か月以上係属している事 件数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	54件	54件	47件	29件	4件	8件	0件
年度ごとの目標値	—	—	—	0件	0件	—	
指標4 調整事件の終結までの日数(取下げ事件 等を除く)が2か月以内(自主交渉による 中断がある事件は3か月以内)である割 合	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	—	80%	88%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの目標値	—	100%	100%	100%	100%	100%	
指標5 国際労働関係事業による研修を受講した 研修生の人数の割合(実績/計画)	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	—	92%	90%	97%	94%	100%	80%
年度ごとの目標値	—	80%	80%	80%	80%	80%	

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p> <p>厚生労働省における政策評価に関する基本計画 URL: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/keikaku-kekka-p.pdf</p> <p>労使関係総合調査(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html</p> <p>審査の期間の目標(指標2、3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/shinsa/futou/futou06.html</p> <p>審査の期間の目標の達成状況(平成23年末)(指標2、3関係)URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/pdf/happyou_shiryuu_20120210_1.pdf</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0541.pdf</p> <p>雇用保険二事業懇談会の概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken04/pdf/24_youshi03.pdf</p>
----------	--

担当部局名	政策統括官(労働担当)付 労働担当参事官室 中央労働委員会事務局 総務課	作成責任者名	荒木祥一参事官 川口達三総務課長	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	--------	---------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-7-1))

施策目標名	個別労働紛争の解決の促進を図ること							
施策の概要	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図ります。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計(項)個別労働紛争対策費 [平成25年度予算額: 76,669千円] 労働保険特別会計労災勘定(項)個別労働紛争対策費(全部) [平成25年度予算額: 754,713千円] 労働保険特別会計雇用勘定(項)個別労働紛争対策費(全部) [平成24年度予算額: 754,706千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独自の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,489,230	1,561,815	1,620,352	1,515,310	1,586,088	精査中
		補正予算(b)	-120	-	21,756	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
		合計(a+b+c)	1,489,110	1,561,815	1,642,108	1,515,310	1,586,088	
	執行額(千円、d)	1,418,183	1,472,538	1,561,905	未定			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.2%	94.3%	95.1%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 助言・指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のもの割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			96.1%	95.6%	97.6%	96.8%	97.4%	90%以上
	年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	
	指標2 あっせん手続終了件数に占める 処理期間2ヶ月以内のもの割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			92.2%	90.5%	93.6%	94.5%	93.8%	90%以上
	年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	
	【参考】指標3 総合労働相談件数	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	1,075,021	1,141,006	1,130,234	1,109,454	1,06,7210	-
	【参考】指標4 民事上の個別労働紛争相談件数	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	236,993	247,302	246,907	256,343	254,719	-
	【参考】指標5 助言・指導申出受付件数	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		7,592	7,778	7,692	9,590	10,363	-	
【参考】指標6 あっせん申請受理件数	実績値							
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	-	8,457	7,821	6,390	6,510	6,047	-	

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO112.html 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketuu/index.html 平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html 平成23年行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0778.pdf</p>
----------	--

担当部局名	大臣官房地方課	作成責任者名	労働紛争処理業務室長 田中 仁志	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------	--------	---------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省25(Ⅲ-8-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							
施策の概要	本施策は、労働保険料の収納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要があります。</p> <p>そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図ります。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費(一部)[平成25年度予算額:1,633,929千万]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,386,344	1,227,025	1,446,774	1,517,160	1,633,929	精査中
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	1,386,344	1,227,025	1,446,774	1,517,160	1,633,929	精査中
	執行額(千円、d)	—	—	—	—	—		
執行率(%、d/(a+b+c))	—	—	—	—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
測定指標	指標1 労働保険料収納率	基準値	実績値					目標値
		前年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			97.6%	97.0%	97.5%	97.8%	97.7%	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	基準値	実績値					目標値
		前年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		37,297	42,175	39,328	40,454	38,111	前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44H0084.html 労働保険適用徴収状況等の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html 省内事業仕分け URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo.shiwake/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo.siwake/rv3.html							

担当部局名	労働基準局労災補償部労働保険徴収課	作成責任者名	徴収課長 江原由明	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(IV-1-1))

施策目標名	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標IV-1-1)							
施策の概要	本施策は、以下3点のことを推進するために実施しています。 ①公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること ②労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること ③官民の連携により労働力需給機能を強化すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄)</p> <p>1 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 2 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 3 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。</p> <p>・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号))</p> <p>・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)職業紹介事業等実施費：職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)[平成25年度予算額：78,866千円] 労働保険特別会計雇用助定 (項)職業紹介事業等実施費：職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)[平成25年度予算額：67,963,321千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	54,241,416	66,584,767	64,185,538	67,749,347	68,042,187	
		補正予算(b)	14,203,812	1,287,022	3,618,495	0		
		繰越し等(c)	0	▲3,224	3,224	0		
		合計(a+b+c)	68,445,228	67,868,565	67,807,257	67,749,347		
	執行額(千円、d)	59,508,222	60,548,603	61,058,694	59,564,840			
執行率(%, d/(a+b+c))	86.9%	89.2%	90.0%	87.9%				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年度ごとの目標値	-	31.0%	24.0%	26.0%	27.0%	28.0%	-
指標2 雇用保険受給者の早期再就職割合	基準値	実績値					目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	年度ごとの目標値	-	31.0%	24.0%	22.0%	24.0%	26.5%	-
指標3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	基準値	実績値					目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	年度ごとの目標値	-	22.0%	27.0%	31.0%	27.0%	26.0%	-

指標4 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	35.3%	34.3%	30.4%	46.1%	35.1%	—
年度ごとの目標値		35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	

指標5 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	—	—	—	19,738所	62,441所	—
年度ごとの目標値		—	—	—	20,000所	20,000所	

参考・関連資料等	<p>【関連法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業安定法(昭和22年法律第141号) (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1230) ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号) (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1358) ○しごと情報ネット(http://www.job-net.jp/) <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材銀行運営費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0542.pdf) ○ハローワークプラザ運営費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0543.pdf) ○マザーズハローワーク事業推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0545.pdf) ○キャリア交流事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0547.pdf) ○福祉人材確保重点プロジェクト推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0549.pdf) ○非正規労働者総合支援事業推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0550.pdf) ○訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0553.pdf) ○長期失業者等総合支援事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0780.pdf) ○震災被災者就職支援対策費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0920.pdf) ○失業給付受給者等就職援助対策費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0546.pdf) ○再就職支援プログラム事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0548.pdf) ○求人確保・求人者指導援助推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0867.pdf) ○求人情報等提供機能強化推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0556.pdf) ○労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0870.pdf) ○職業紹介事業指導援助費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0555.pdf) ○請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0558.pdf) ○派遣労働者雇用安定化特別奨励金(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0597.pdf) ○労働者派遣等労働力需給調整システム実態把握事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyouseireviewsheet/2012/h23/pdf/0869.pdf)
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	首席職業指導官 野村 栄一 需給調整事業課長 富田 望	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	--------------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(IV-3-1))

<p>施策目標名</p>	<p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標IV-3-1)</p>																																															
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下の4点を推進するために実施しています。 ①定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること ②障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること ③若年者の雇用の安定・促進を図ること ④就職困難者等の円滑な就職等を図ること</p>																																															
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしています。 また、人生100年時代を見据え、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、労働力の効果的配置の観点からも、就労等を通じて地域社会で「居場所」と「出番」を得られること等により、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現に向けて検討を進めていきます。 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の運用 ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化等を実施しています。 若年者については、就職環境が厳しい状況のなか、安定した職業に就くことができるよう、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等によるきめ細かな職業紹介・職業紹介の実施、フリーター等に対する個々の状況に応じた就職支援を実施しています。 また、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)における雇用・人材戦略において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率63%」としており、障害者については「実雇用率1.8%」とすること、「若年フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしています。</p>																																															
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要経費(全部) [平成25年度予算額：10,909,231千円] :高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) [平成25年度予算額：12,478,899千円] 東日本大震災復興会計 (項)社会保障等復興政策費：高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要経費(全部) [平成25年度予算額：78,508千円] :高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) [平成25年度予算額：458,942千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) [平成25年度予算額：152,471,887千円]</p>																																															
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>206,105,885</td> <td>158,932,477</td> <td>149,986,093</td> <td>194,776,328</td> <td>176,397,467</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>459,277,696</td> <td>106,204,403</td> <td>409,443,836</td> <td>230,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>105,592,362</td> <td>4,739</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>665,383,581</td> <td>370,729,242</td> <td>559,434,668</td> <td>424,776,328</td> <td>176,397,467</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>556,296,070</td> <td>336,230,558</td> <td>541,436,919</td> <td>386,405,923</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>83.6%</td> <td>90.7%</td> <td>96.8%</td> <td>91.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	206,105,885	158,932,477	149,986,093	194,776,328	176,397,467	補正予算(b)	459,277,696	106,204,403	409,443,836	230,000,000	0	繰越し等(c)	0	105,592,362	4,739	0	0	合計(a+b+c)	665,383,581	370,729,242	559,434,668	424,776,328	176,397,467	執行額(千円、d)	556,296,070	336,230,558	541,436,919	386,405,923			執行率(%、d/(a+b+c))	83.6%	90.7%	96.8%	91.0%			
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額																																										
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	206,105,885	158,932,477	149,986,093	194,776,328	176,397,467																																										
	補正予算(b)	459,277,696	106,204,403	409,443,836	230,000,000	0																																										
	繰越し等(c)	0	105,592,362	4,739	0	0																																										
	合計(a+b+c)	665,383,581	370,729,242	559,434,668	424,776,328	176,397,467																																										
執行額(千円、d)	556,296,070	336,230,558	541,436,919	386,405,923																																												
執行率(%、d/(a+b+c))	83.6%	90.7%	96.8%	91.0%																																												
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>①障害者基本計画 ②重点施策実施5か年計画 ③新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～ ④「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」について ⑤「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について ⑥「日本再生の基本戦略」について ⑦社会保障・税一体改革大綱</p>	<p>年月日</p> <p>①平成14年12月24日(閣議決定) ②平成19年12月25日(障害者施策推進本部決定) ③平成22年6月18日(閣議決定) ④平成22年9月10日(閣議決定) ⑤平成22年10月8日(閣議決定) ⑥平成23年12月24日(閣議決定) ⑦平成24年2月17日(閣議決定)</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>①5. 雇用・就業 ②5. 雇用・就業 ③VI雇用・人材戦略 1. 若者の就労促進 3. 高齢者の就労促進 4. 障がい者の就労促進 ④III緊急的な対応の具体策 1「雇用の基盤づくり」 (1)新卒者雇用に関する緊急対策 ⑤1. 雇用・人材育成 (1)新卒者・若年者支援の強化 ⑥4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ⑦5. 就労促進、ディセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現</p>																																													
<p>測定指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標1</th> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働力調査における60～64歳の就業率</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>57.0%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	指標1	基準値	実績値					目標値	労働力調査における60～64歳の就業率	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	57.0%以上	—																							
指標1	基準値	実績値					目標値																																									
労働力調査における60～64歳の就業率	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																									
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	57.0%以上	—																																									

指標2 訪問個別指導(シルバー人材センター連合本部)	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	16件以上	17件	16件	16件	16件	16件	—
年度ごとの目標値		—	—	—	16件以上	16件以上	
指標3 公共職業安定所における就職件数(障害者)	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	52,931件以上	44,663	45,257	52,931	59,367	68,321	—
年度ごとの目標値		—	—	—	前年度実績(52,931件)以上	前年度実績(59,367件)以上	
指標4 障害者の雇用率達成企業割合	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	47.0% (平成22年6月1日現在)	44.9% (平成20年6月1日現在)	45.9% (平成21年6月1日現在)	47.0% (平成22年6月1日現在)	45.3% (平成23年6月1日現在)	46.8% (平成24年6月1日現在)	—
年度ごとの目標値		—	—	45.0%以上 (平成23年6月1日現在)	47.0%以上 (平成24年6月1日現在)	43.0%以上 (平成25年6月1日現在)	
指標5 障害者トライアル雇用事業の開始者数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	8,321	8,545	10,650	11,378	5,048	—
年度ごとの目標値		—	—	—	9,000人以上	9,200人以上	
指標6 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	—	—	—	77.5%	61.7%	—
年度ごとの目標値		—	—	—	60.0%以上	60.0%以上	
指標7 ハローワークの職業紹介により正規雇用につなげたフリーター等の数	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	24万人以上	—	—	—	25.0万人	30.2万人	—
年度ごとの目標値		—	—	—	24万人以上	24万人以上	
指標8 学卒ジョブサポーターの支援による ①正社員就職者数 ②開拓求人数	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	①10万4千人以上 ②11万1千人以上	—	—	—	①16万3千人以上 ②17万6千人以上	①19.4万人 ②19.8万人	—
年度ごとの目標値		—	—	—	①10万4千人以上 ②11万1千人以上	①12万4千人以上(大卒等8万人以上、高卒等4万4千人以上を目安に取り組む) ②12万9千人以上	
指標9 特定就職困難者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	支給対象者1.5% 一般3.3	支給対象者1.9% 一般3.5	支給対象者3.0% 一般5.0	支給対象者2.1% 一般5.8	支給対象者1.5% 一般4.0%	—
年度ごとの目標値		助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下					

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者基本計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html) ○重点施策実施5か年計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf) ○障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/zeisei.pdf) ○「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について (http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku.pdf) ○「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について (http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku_step2.pdf) ○「日本再生の基本戦略」について (http://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/k-s-kouzou/shiryou/k-s-6kai/pdf/1.pdf) ○障害者基本計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf) ○重点施策実施5か年計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf) ○障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakouyou/shisaku/jigyounushi/index.html#yugusochi) ○「社会保障・税一体改革大綱」(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihousyou/kakugikettei/240217kettei.pdf) 【関連法令】 ○高齢者等の雇用の安定に関する法律 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1367) ○障害者の雇用の促進等に関する法律 (http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8f%e1%8a%51%8e%2d&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S35HO123&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1) ○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FRST&POS=0&HITSU=239) 【関連事業の行政事業レビューシート】 ○高齢者雇用指導推進経費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0602.pdf) ○希望者全員65歳雇用確保達成事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h24_pdf/0019.pdf) ○中高年齢者トライアル雇用奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0595.pdf) ○定年引上げ等奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0603.pdf) ○高齢者就業機会確保等事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0283.pdf) ○障害者の雇用の促進等に関する法律 ○障害者試用雇用奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0284.pdf) ○精神障害者等ステップアップ奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0285.pdf) ○働く障害者からのメッセージ発信事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0287.pdf) ○労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0288.pdf) ○医療機関等との連携による精神障害者等の就労支援の実施 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0523.pdf) ○障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/iievo_shiwake/zyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0598.pdf) ○特例子会社等設立促進助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0599.pdf) ○発達障害者雇用開発助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0600.pdf) ○難治性疾患患者雇用開発助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0601.pdf) ○雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0607.pdf) ○障害者雇用促進関係経費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0712.pdf) ○障害者等の職業相談経費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0713.pdf) ○障害者雇用状況等の調査 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0714.pdf) ○発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0715.pdf) ○精神障害者雇用安定奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0771.pdf) ○障害者雇用促進のための意識改革形成促進事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0773.pdf) ○重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0873.pdf) ○職場支援従事者配置助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0874.pdf) ○精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0875.pdf) ○フリーター等正規雇用化支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0706.pdf) ○新卒者等に対する就職支援 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0705.pdf) ○外国人雇用サービスセンター等運営費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0710.pdf) ○日系人集住地域を管轄する公共職業安定所のマッチング機能の強化 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0711.pdf) ○外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0289.pdf) ○雇用・適正就労対策推進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0709.pdf) ○難民就職促進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0453.pdf) ○母子家庭の母等に対する就労支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0696.pdf) ○中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0697.pdf) ○刑務所出所者等就労支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0698.pdf) ○アイヌ地区住民就職促進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0699.pdf) ○在日韓・朝鮮人等就職差別解消啓発指導費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0700.pdf) ○公正採用選考等推進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0701.pdf) ○住居・生活総合支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0702.pdf) ○日雇労働者等技能講習事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0703.pdf) ○ホームレス等に対する就労支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0791.pdf) ○「福祉から就労」支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0865.pdf) ○生活・就労総合支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/1008.pdf) ○特定就職困難者雇用開発助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0593.pdf)
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>職業安定局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>高齢者雇用対策課長 中山 明広 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 若年者雇用対策室長 久知良 俊二 就労支援室長 畑 俊一 外国人雇用対策課長 山本 麻里 雇用開発課長 北條 憲一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--	-----------------	----------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅳ-4-1))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (施策目標Ⅳ-4-1)							
施策の概要	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給します。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)失業等給付費(全部)[平成25年度予定額: 1,751,380,238千円] (項)業務取扱費(全部)[平成25年度予定額: 95,897,699千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,579,776,939	2,679,016,913	2,271,569,542	1,808,514,106	1,847,277,937	
		補正予算(b)	680,684,285	0	296,057,594	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	2,260,461,224	2,679,016,913	2,567,627,136	1,808,514,106	1,847,277,937	
	執行額(千円、d)	1,980,506,363	1,661,646,310	1,809,452,763	1,660,182,472			
執行率(%、d/(a+b+c))	87.6%	62.0%	70.5%	91.8%				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 不正受給の件数	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		集計中	7,101	8,442	8,174	8,286	7,127	前年度以下
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	【参考】指標2 収入額	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	22,896	20,508	20,467	20,919	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	【参考】指標3 支出額	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	15,907	22,481	18,221	17,946	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	【参考】指標4 積立金残高	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	55,821	53,870	55,746	58,719	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

参考・関連資料等	<p>○雇用保険事業月報・年報 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html)</p> <p>【関連法令】</p> <p>○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239)</p> <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <p>○失業等給付費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0613.pdf)</p>
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 吉永 和生	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅳ-5-1))

施策目標名	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること (施策目標Ⅳ-5-1)							
施策の概要	本施策は、以下のことを推進するために実施しています。 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)就職支援法事業費(全部)〔平成25年度予算額：57,416,161千円〕 (項)東日本大震災復興就職支援法事業費(全部)〔平成25年度予算額：5,505,192千円〕							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	81,022,385	142,753,294	62,921,353	
		補正予算(b)	-	-	15,274,144	0	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	0	0	
		合計(a+b+c)	-	-	96,296,529	142,753,294	62,921,353	
	執行額(千円、d)	-	-	24,962,766	50,214,644			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	25.9%	35.2%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	第177回国会における 菅内閣総理大臣施政方針演説	平成23年1月24日		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。				

測定指標	指標1 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	-	-	73.2%(基礎コース) 74.9%(実践コース)	79.2%(基礎コース) 77.2%(実践コース) (※)	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	60%(基礎コース) 70%(実践コース)	60%(基礎コース) 70%(実践コース)	-	

(※)24年度実績については、24年度中に開講し、24年12月末までに終了した訓練コースの就職率

参考・関連資料等	【関連法令】
	○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93c1%92e8%8b%81%90%45%8e%d2&EFSNO=1240&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=31)
	○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239)
	【行政事業レビュー】 ○求職者支援制度に必要な経費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0876.pdf)

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	求職者支援室長 佐々木 葉々子 能力開発課長 志村 幸久	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	---------------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(V-1-1))

施策目標名	多様な職業能力開発の機会を確保すること(施策目標V-1-1)							
施策の概要	本施策は、労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実をはかること等が定められています。 また、同法第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において、ジョブ・カードの普及促進、職業能力評価基準の改善・普及促進、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取り組みを行う企業の支援、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境の整備等を行っていく必要があるとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)職業能力開発強化費(全部)[平成25年度予算額:3,457,036千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業能力開発強化費(全部)[平成25年度予算額:50,929,801千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	55,602,425	56,748,059	56,556,583	56,633,470	54,386,837	精査中
		補正予算(b)	359,576,140	211,500,000	4,432,868	60,000,000	-	
		繰越し等(c)	-	2,832,432	-363,130	359,445	3,685	
		合計(a+b+c)	415,178,565	271,080,491	60,626,321	116,992,915	54,390,522	精査中
	執行額(千円、d)	360,489,054	271,017,722	51,432,476	113,145,034			
執行率(%、d/(a+b+c))	86.8%	100.0%	84.8%	96.7%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	日本再興戦略	平成25年6月14日閣議決定		第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 ①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換(失業泣き労働移動の実現) ○労働移動支援助成金の抜本的拡充等 ・民間人材ビジネスを活用したジョブ・カードの交付促進 ・キャリアコンサルティング技法の開発 ③多様な働き方の実現 ○「多元的で安心できる働き方」の導入促進 ・職業能力の「見える化」促進 ⑤若者・高齢者等の活躍推進 ○若者の活躍推進 ・若手社員の訓練を行う中小企業団体に対する新たな支援 ・産学官コンソーシアムによる訓練コースの開発				
測定指標	指標1 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		63.7%	68.3%	62.4%	63.7%	66.8%	66.8%(P)	65.0%
		年度ごとの目標値		65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	
	指標2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		77.6%	74.5%	73.9%	77.6%	80.3%	79.9%(P)	80.0%
		年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
	指標3 公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		89.1%	89.1%	87.3%	89.1%	93.1%	-	90.0%
		年度ごとの目標値		95.0%	95.0%	95.0%	90.0%	

指標4 公共職業訓練(在職者訓練)の 修了者における満足度	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	98.6%	98.3%	98.3%	98.6%	98.7%	98.8%	80.0%
年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
指標5 ジョブ・カード取得者数	基準値	実績値					目標値
	平成20年 4月から平 成24年3 月末まで の累計値 (推計)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成24年 度まで 平成32年 まで
	約69万人	約6.5万人	約22.8万人	約45.2万人	約67.2万人	約85.8万人 (速報値)	100万人 300万人
年度ごとの目標値		-	-	-	280,000人 (新規取 得者数)	310,000人 (新規取 得者数)	
指標6 雇用型訓練の就職率	基準値	実績値					目標値
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	委託訓練 活用型 デュアル システムの 就職率 75.2%	94.6%	85.6%	87.5%	89.7%	95.4% (速報値)	75.0%
年度ごとの目標値		75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	
指標7 キャリア形成促進助成金事業 において、助成対象となった訓 練等を従業員に受講(支援)さ せた目的が達成できたとする 割合	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	92.0%	-	-	-	87.0%	91.2%	90.0%
年度ごとの目標値		-	-	-	90.0%	90.0%	
指標8 技能検定受検申請者数	基準値	実績値					目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	746, 053 人	666, 340人	746, 053人	775, 119人	781, 539人	741,188人 (速報値)	前年度実 績以上
年度ごとの目標値		前年度実 績以上	前年度実 績以上	前年度実 績以上	前年度実 績以上	前年度実 績以上	
指標9 キャリア・コンサルタント養成数	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	7万人	5万3千人	6万2千人	7万人	7万5千人	8万1千人	8万人
年度ごとの目標値		-	-	6万人	7万5千人	8万人	

参考・関連資料等	<p>○関連法令(右記サイトから検索できます) URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示143号) URL: http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/syokugyounouryoku/9jikei_sakutei.data/kihon9.pdf#search=%E7%AC%AC9%E6%AC%A1%E8%81%B7%E6%A5%AD%E8%83%BD%E5%8A%9B%E9%96%8B%E7%99%BA%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB</p> <p>○公共職業訓練の修了者における就職率(指標1～3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kousyoku/</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート URL: (公共職業訓練関係)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0720.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0617.pdf (「ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0625.pdf (キャリア形成促進助成金)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0624.pdf (技能検定の実施)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0721.pdf (キャリア・コンサルティング普及促進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0621.pdf</p>
----------	--

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	総務課 吉本 明子	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(V-2-2))

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること(施策目標V-2-2)							
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者や就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の社会的自立の促進のために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「障害者に対しては、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。」「母子家庭の母等に対しては、準備講習付き職業訓練と託児サービスの提供を組み合わせた支援が実施されているところであり、このような母子家庭の母等の特性に配慮した支援を引き続き実施していく必要がある。」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)障害者等職業能力開発支援費(全部) [平成25年度予算額:4,693,053千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)障害者職業能力開発支援費(全部) [平成25年度予算額:1,042,064千円] 東日本大震災復興特別会計 (項)社会保障等復興政策費(全部) [平成25年度予算額:80,391千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	7,459,903	7,158,526	6,802,760	6,530,493	5,815,508	精査中
		補正予算(b)	-253	-30,000	98,170	-	-	
		繰越し等(c)	-	-1,523	1,523	-	-	
		合計(a+b+c)	7,459,650	7,127,003	6,902,453	6,530,493	5,815,508	精査中
執行額(千円、d)		6,989,258	6,869,945	6,603,213	6,264,852			
執行率(%、d/(a+b+c))		93.7%	96.4%	95.7%	95.9%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	○日本再興戦略 ○経済財政運営と改革の基本方針について		○平成25年6月14日閣議決定 ○平成25年6月14日閣議決定		2. 雇用制度改革・人材力の強化 ④女性の活躍推進 ○女性のライフステージに対応した活躍支援 母子家庭の母等への就業支援、～等を行う ⑤若者・高齢者当の活躍推進 ○高齢者等の活躍推進 障害者、～等の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進する。 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 「日本再興戦略」の基本設計 (1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本再興プラン) ②人材活用を人材育成の強化 女性、～障害者等の活躍の機会の拡大 3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化 (2)女性の力の最大限の發揮 母子家庭の母等への就業支援等を進める。			

測定指標	指標1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	60.0%	59.0%	55.0%	60.0%	65.9%	集計中	60.0%
	年度ごとの目標値	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	
指標2 障害者の委託訓練修了者における就職率	基準値	実績値				目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
43.8%	38.4%	41.6%	43.8%	44.4%	集計中	50.0%	
年度ごとの目標値	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%	50.0%		

指標3 母子家庭の母等の職業的自立促進事業の修了者における就職率	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	67.6%	69.6%	58.1%	67.6%	71.2%	集計中	65.0%
		65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	

参考・関連資料等	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1451</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート URL: (職業転換訓練費負担金) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0293.pdf (一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の実施) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0294.pdf (母子家庭の母等の職業的自立促進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0295.pdf (障害者職業訓練指導員経験交流事業費) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0296.pdf (障害者職業能力開発校運営委託費) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0297.pdf (障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0717.pdf (地域における障害者職業能力開発促進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0781.pdf</p>
----------	---

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力開発課長 志村幸久	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------	--------	----------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(V-3-1))

施策目標名	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1)							
施策の概要	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)等の規定に基づき、平成25年4月1日現在で128職種を実施しています(根拠法令:職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第1号、6号及び7号、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第134条、135条及び136条)。</p> <p>なお、同法に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)においても、技能検定制度を着実に実施するとされています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>労働保険特別会計雇用勘定 (項)技能継承・振興推進費(全部) [平成25年度予算額:4,074,978千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,660,153	955,514	714,471	623,817	4,074,978	精査中
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
	合計(a+b+c)	1,660,153	955,514	714,471	623,817	4,074,978	精査中	
	執行額(千円、d)	1,565,990	729,300	690,599	609,376			
執行率(%、d/(a+b+c))	94.3%	76.3%	96.7%	97.7%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 3級技能検定の受検者数	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	198,449人	270,914人	288,614人	295,856人	253,067人 (速報値)	前年度実績以上	
	年度ごとの目標値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	
指標2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	実績値					目標値	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	93.5%	87.3%	89.5%	90.9%	77.3%	80%	
年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%		

参考・関連資料等	○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
	○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf
	○関連事業の行政事業レビューシート URL: (技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0714.pdf

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力評価課長 伊藤 正史	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------	--------	-----------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅵ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること(施策目標Ⅵ-1-1)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を柱に実施しています。 ・男女雇用機会均等を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に基づき、労働者が性別により差別されることがなく、また、働く女性が母性を尊重されながら、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を進めています。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)により、国は、育児休業制度、介護休業制度、短時間勤務制度等の普及・定着に向けて事業主に指導し、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めています。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、その履行を確保するため、事業主に対する助言、指導を行っています。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、事業主への相談・支援・行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に取り組む事業主に対して奨励金を支給するなど、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の実現のための取組を推進しています。 ○「日本再興戦略-Japan is Back-」(平成25年6月14日閣議決定)では、2020年までに25～44歳までの女性の就業率を73%、第1子出産前後の女性の継続就業率を55%、男性の育児休業取得率を13%にするという数値目標を掲げています。 ○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)では、2020年までに25～44歳までの女性の就業率を73%、第1子出産前後の女性の継続就業率を55%、男性の育児休業取得率を13%にするという数値目標を掲げるとともに、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇の実現」することとしています。 ○「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)では、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保や男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられています。 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)では、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標を掲げています。</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計(組織)厚生労働本省(項)男女均等雇用対策費(全部) [平成25年度予算額 100,375千円] 一般会計(組織)都道府県労働局(項)男女均等雇用対策費(全部) [平成25年度予算額:101,180千円] 労働保険特別会計労災勘定(項)労働安全衛生対策費(一部) [平成25年度予算額:352,817千円] 労働保険特別会計雇用勘定(項)男女均等雇用対策費(全部) [平成25年度予算額:9,332,959千円] 本施策に関連し、平成23年度から25年度までの間、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業に対する割増償却の制度」を行っています。</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度要求額</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>16,359,106</p>	<p>14,677,410</p>	<p>14,175,131</p>	<p>12,775,566</p>	<p>9,887,331</p>	
	<p>補正予算(b)</p>	<p>201,700</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>16,560,806</p>	<p>14,677,410</p>	<p>14,175,131</p>	<p>12,775,566</p>	<p>9,887,331</p>	
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>14,220,236</p>	<p>13,710,776</p>	<p>11,216,912</p>	<p>9,597,378</p>		
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>85.9%</p>	<p>93.4%</p>	<p>79.1%</p>	<p>75.1%</p>		

施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
	①日本再生戦略 ②施政方針演説（安倍総理） ③成長戦略スピーチ（安倍総理） ④日本再興戦略-Japan is Back-	①平成24年7月31日 ②平成25年2月28日 ③平成25年4月19日 ④平成25年6月14日	①生活・雇用戦略において、以下の数値目標を設定。 2020年までに25から44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性育児休業取得率13% また、同戦略において「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の実現」を明記。 ②仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めることを表明。 ③「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上とする」という大きな目標に向け、経済三団体に、「全上場企業において、積極的に役員・管理職に女性を登用していただきたい。まずは、役員に、一人は女性を登用していただきたい。」と要請したことを表明。 ④出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、政調戦略の中核であることを表明。

測定指標	指標1 都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（年度内）	基準値	実績値					目標値
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
		-	-	94.8%	95.5%	96.3%		90%
	年度ごとの目標値		-	-	90%	90%		
	指標2 ポジティブ・アクション取組企業割合	基準値	実績値					目標値
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		-	-	28.1%	31.7%	※調査中		40%
	年度ごとの目標値		-	-	34%	35%		
	指標3 男性の育児休業取得率	基準値	実績値					目標値
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度
		-	1.72%	1.38%	2.63%	※調査中		13%
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	指標4 次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	基準値	実績値					目標値
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		-	845	1,015	1,219	1,471		2,000社
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	指標5 パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合	基準値	実績値					目標値
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
		-	96.5%	96.9%	98.3%	98.5%		90%以上
	年度ごとの目標値		80%以上	90%以上	90%以上	90%以上		
	指標6 短時間勤務を選択できる事業所の割合	基準値	実績値					目標値
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度
		-	-	13.4%	20.5%	※調査中		29%以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		

参考・関連資料等	<p>関連法令：(右記検索サイトから検索できます) URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針 URL:http://www.cao.go.jp/wlb/government/index.html 雇用均等基本調査 URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23.html 日本再興戦略-Japan is Back- URL:http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html 日本再生戦略 URL:http://www.kantei.go.jp/jp/headline/rebirth.html 第3次男女共同参画白書 URL:http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/ 子ども・子育てビジョン URL:http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 労働力調査 URL:http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0632.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0774.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0775.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0880.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0717.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0718.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0058.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0722.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0723.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0724.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0062.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0059.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0725.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0726.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0905.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h24_pdf/0036.pdf</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	雇用均等政策課 成田裕紀 職業家庭両立課 中井雅之 短時間・在宅労働課 田中佐智子	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	--	----------	---------

注) 男女雇用機会均等対策については、雇用均等政策課長 成田 裕紀
仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備については、職業家庭両立課長 中井 雅之
パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進については、短時間在宅労働課長 田中 佐智子

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(VI-2-1))

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							
施策の概要	本施策は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)を着実に推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区含む)が策定する市町村行動計画に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるために、平成25年度(平成24年度補正予算)より安心こども基金(平成17から22年度までは次世代育成支援対策交付金、平成23から24年度までは子育て支援交付金)に移行し、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図っています。							
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 ・(項)子ども・子育て支援対策費(全部)平成25年度予算額:94,418千円 ・(項)子ども・子育て支援対策費(一部)平成24年度補正予算額:55,674,798千円 ・(項)母子家庭等対策費(一部)平成25年度予算額:192,079,330千円							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	49,588,671	36,701,914	50,442,797	30,796,733	94,418 <55,674,798> <9,733,852>	
		補正予算(b)	105,724	-	-66,543	-		
		繰越し等(c)	-	-15,119	74,550	-		
		合計(a+b+c)	49,694,395	36,686,795	50,450,804	30,796,733		
	執行額(千円、d)	47,287,745	35,448,153	37,194,382	29,781,284			
	執行率(%、d/(a+b+c))	95.2%	96.6%	73.7%	96.7%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日閣議決定		「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」				

測定指標	1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		84.1%	72.2%	84.1%	89.2%	92.3%	※集計中	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	2 養育支援訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		55.4%	45.3%	55.4%	59.5%	62.9%	※集計中	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	3 ショートステイ事業の実施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		613か所	613か所	637か所	626か所	656か所	672か所	870か所
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	4 トワイライトステイ事業の実施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		304か所	304か所	330か所	339か所	361か所	363か所	410か所
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

5 ファミリー・サポート・センター事業の実施箇所数	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	570か所	570か所	602か所	637か所	669か所	699か所	950か所
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
6 地域子育て支援拠点事業の実施施設か所数(市町村単独分を含む)	基準値	実績値					目標値
	21年度(見込み)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	7,100か所	-	7,134か所	7,354か所	7,555か所	7,860か所	10,000か所
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
7 一時預かり事業の利用児童数	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	延べ348万人	延べ338万人	延べ295万人	延べ355万人	延べ374万人	延べ390万人	延べ3,952万人
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート ・平成22年度の事業に係る行政事業レビューシート(次世代育成支援交付金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0349.pdf</p> <p>・平成23年度から開始された事業に係る行政事業レビューシート(子育て支援交付金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0031.pdf</p> <p>○「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/kihonseido.html</p> <p>○子ども・子育て関連3法案(内閣府ホームページ) URL: http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html</p>						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	総務課少子化対策企画室長 黒田秀郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	-------------------	----------	---------

※測定指標1、2については、総務課虐待防止対策室長 為石摩利夫

※測定指標3、4については、家庭福祉課長 小野太一

※測定指標5については、職業家庭両立課長 中井雅之

※測定指標7については、保育課長 橋本泰宏

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(VI-2-2))

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標VI-2-2)							
施策の概要	本施策は、「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」を目標の柱にして実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○本施策は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。具体的には以下の通知等に基づき、実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定) <p>○就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることを目標としています。対象児童(小学生1～3年)のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれています。平成26年度までに32%のサービス提供割合(※)を目指します。放課後児童クラブの提供割合は年々増加し、事業の必要性は高い、と認識しています。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けた更なる量的拡充が必要と認識しています。</p> <p>※放課後児童クラブの提供割合： 小学校1年生～3年生までの放課後児童クラブ登録児童数/全国の小学校1年生～3年生までの児童数</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童育成事業費(一部)[平成25年度予算額:65,694,807千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	35,122,610	47,100,450	41,733,329	32,707,407	33,059,361	
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	△ 33,557	△ 6,026,455	△ 223,301	67,661		
		合計(a+b+c)	35,089,053	41,073,995	41,510,028	32,775,068	33,059,361	
	執行額(千円、d)	28,816,104	40,606,374	34,162,979	27,414,750			
執行率(%、d/(a+b+c))	82.1%	98.9%	82.3%	83.6%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ・平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す				
	日本再生戦略(閣議決定)	平成24年7月31日		日本再生に向けた改革の工程表～生活・雇用戦略～ ・放課後児童クラブの拡充(小1・小4の壁の解消)等				
測定指標	指標1 【小学校1年生～3年生までの放課後児童クラブ登録児童数/全国の小学校1年生～3年生までの児童数】	基準値	実績値				目標値	
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	20.2%	20.8%	21.2%	22.0%	22.9%	32.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
参考・関連資料等	<p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 【平成24年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kbjt.html</p> <p>○文部科学省「学校基本調査」【各年5月1日現在】 URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p> <p>○児童福祉法 URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8e%99%93%b6%95%9f%8e%83%96%40&EFSNO=1459&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=0</p> <p>○行政事業レビュー ①URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0755.pdf ②URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0752.pdf ③URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0756.pdf</p>							
担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	育成環境課長 杉上春彦	政策評価実施時期	平成25年6月			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅵ-2-3))

施策目標名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。(施策Ⅵ-2-3)						
施策の概要	本施策は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に定める保育所受入児童数の目標値等を着実に推進するために実施しています。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>待機児童の解消について、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を図ってきたが、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。また、平成22年1月には、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画である「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育所の受入児童数を毎年約5万人ずつ増加する目標値等を設定した。</p> <p>(関係する政府決定等) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) 安倍総理「成長戦略スピーチ」(平成25年4月19日) 経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(平成25年6月14日閣議決定) 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)</p>						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項) 保育所運営費(全部)[平成25年度予算額: 425,639,659千円] (項) 児童育成事業費(一部)[平成25年度予算額: 65,694,807千円]</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	当初予算(a)	344,960,767	379,777,450	402,319,792	424,347,713	456,053,543	
	補正予算(b)	▲ 6,981,460	0	0	0		
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	337,979,307	379,777,450	402,319,792	424,347,713	456,053,543	
	執行額(千円、d)	329,164,490	370,621,628	389,058,902	409,527,965		
執行率(%、d/(a+b+c))	97.4%	97.6%	96.7%	96.5%			
	※本施策目標に対し、上記予算のほか、安心こども基金、子育て支援交付金(平成24、23年度)、次世代育成支援対策交付金(平成22、21年度)を活用し、保育環境の整備・充実に努めています。						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日		多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実を図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図ります。			
	安倍総理「成長戦略スピーチ」	平成25年4月19日		平成25・26年度の二年間で、20万人分の保育の受け皿を整備します。さらに、保育ニーズのピークを迎える平成29年度までに、40万人分の保育の受け皿を確保して、「待機児童ゼロ」を目指します。その実現のためには、保育の実施主体である市区町村にも、同じ目標に向かって、本気で取り組んでもらわなければなりません。政府としても、最大限の努力を行い、意欲のある市区町村を全力で支え、「待機児童ゼロ」を目指します。			
	経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(閣議決定)	平成25年6月14日		「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施への取組を進めるとともに、2年後の新制度を待たずに、地方自治体に対してできる限りの支援策を講じるため、「待機児童解消加速化プラン」を展開し、平成25・26年度の2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。			
日本再興戦略-JAPAN is BACK-(閣議決定)	平成25年6月14日		「待機児童解消加速化プラン」を展開し、今後2年間で約20万人分、保育需要ピークが見込まれる2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、待機児童解消を目指す。				

測定指標	保育所受入児童数	基準値	実績値					目標値
		21年度見込	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度末
		215万人		215万人	216万人	220万人	224万人	246万人
	年度ごとの目標値							
	家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	基準値	実績値					目標値
		21年度見込	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度末
		0.3万人		0.3万人	0.4万人	0.6万人	0.7万人	1.9万人
	年度ごとの目標値							
	延長保育等の保育サービス(利用児童数)	基準値	実績値					目標値
		21年度見込	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度末
		79万人	15,533ヶ所	15,901ヶ所	16,245ヶ所	16,946ヶ所	集計中	96万人
	年度ごとの目標値							
	病児・病後児保育(利用児童数)	基準値	実績値					目標値
		21年度見込	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度末
		延べ31万人	延べ26.8万人	延べ29.9万人	延べ38.0万人	延べ44.4万人	延べ48.6万人	延べ200万人
	年度ごとの目標値							
	認定こども園認定施設数	基準値	実績値					目標値
		21年度見込	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度末
		358ヶ所	229ヶ所	358ヶ所	532ヶ所	762ヶ所	909ヶ所	2,000ヶ所
	年度ごとの目標値							

参考・関連資料等	<p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</p> <p>○「子ども・子育て支援新制度について(内閣府ホームページ)」 URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html</p> <p>○子ども・子育て関連3法(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html</p> <p>○安部総理「成長戦略スピーチ」 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0419speech.html</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～ URL: http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2013/decision0614.html</p> <p>○日本再興戦略-japan is back- URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・家庭児童局	作成責任者名	保育課長 橋本泰宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(VI-3-1))

施策目標名	子ども及び子育て家庭を支援すること(施策目標VI-3-1)							
施策の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童手当制度については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が、衆議院における一部修正の上、平成24年3月に成立し、同年4月1日より新しい児童手当制度が施行された。これにより、所得制限額(例:夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円)未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円の児童手当を支給し、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として、当分の間、児童1人当たり月額5千円を支給(所得制限は24年6月分から適用)。また、給付にかかる費用については、国と地方は、2対1の負担割合で負担。事業主は、被用者(所得制限内)3歳未満の15分の7を負担し、公務員は全額所属庁が負担としている。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入(全部) [平成25年度予算:1,258,205百万円] 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定 (項)子どものための金銭の給付交付金(全部) [平成25年度予算:1,431,099百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-	1,458,515,433	1,431,098,624	
		補正予算(b)	-	-	-	32,828,839	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	0	0	
		合計(a+b+c)	-	-	-	1,491,344,272	1,431,098,624	
	執行額(千円、d)		-	-	-	1,491,268,560		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	99.99%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-		-			

測定指標	指標1 (児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合(サンプル調査))	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	-	-	-	-	93.7%	95%
年度ごとの目標値			-	-	-	-	95%	

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 児童手当について URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/index.html						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	児童手当管理室 小宅栄作	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	--------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅵ-4-1))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅵ-4-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。</p> <p>①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること</p> <p>②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること</p> <p>③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。</p> <p>また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきました。</p> <p>しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成23年度には59,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。</p> <p>配偶者による暴力〔DV(ドメスティック・バイオレンス)〕の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)児童虐待等防止対策費(一部) [平成25年度予算案額:96,606百万円]</p> <p>(項)子ども・子育て支援対策費(一部) [平成24年度補正予算額:55,675百万円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	84,467,793	86,011,050	87,772,846	93,635,355	96,606,270	
		補正予算(b)	▲987,503	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	83,480,290	86,011,050	87,772,846	93,635,355	96,606,270	
	執行額(千円、d)	82,391,812	85,094,005	86,656,907	92,072,047			
執行率(%、d/(a+b+c))	99%	99%	99%	—				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日		<p>5年間を目途(平成26年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合を80%(市はすべて配置)にする 小規模グループケアのか所数 800か所 地域小規模児童養護施設のか所数 300か所 里親等委託率 16% 				

測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	—	58.3%	61.6%	64.8%	※調査中	80.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標2 小規模グループケアの実施	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	446	458	528	650	809	800
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	171	190	214	221	243	300
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	

指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	—	10.4%	10.8%	12.0%	13.5%	※調査中	16.0%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	—	24,879	27,183	28,272	27,453	※調査中	前年度以上
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)」 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_8.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000a11v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/ 						

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 小野太一	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	-------------------------------------	----------	---------

(注)児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長 為石摩利夫

(注)配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長 小野太一

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(VI-6-1))

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(政策目標VI-6-1)							
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っている。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。 また、母子世帯の平均年収は291万円と低水準で、ひとり親世帯の平成18年の貧困率は調査を実施したOECD32か国中31位となっており、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)においても課題とされている。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子家庭等対策費(一部)[平成25年度予算額:192,079,330千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,744,217	3,474,220	3,537,607	3,646,953	9,733,852	
		補正予算(b)	686,805	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,431,022	3,474,220	3,537,607	3,646,953	9,733,852	
	執行額(千円、d)	3,430,902	3,473,113	3,537,599	3,646,953			
執行率(%、d/(a+b+c))	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ○自立支援教育訓練給付金事業 全都道府県・市・福祉事務所設置町村(平成26年度) ○高等技能訓練促進費等事業 全都道府県・市・福祉事務所設置町村(平成26年度)				
	日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (閣議決定)	平成25年6月14日		「インターンシップやトライアル雇用制度の活用、マザーズハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したもから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。」				

測定指標	1 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	88.7%	90.0%	90.2%	90.0%	※調査中	100%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	2 高等技能訓練促進費等事業の実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	74.3%	81.8%	87.4%	90.4%	※調査中	100%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	3 母子自立支援員の配置数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
-		1,553	1,557	1,574	1,601	※調査中	前年度以上	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

4 養育費相談支援センターへの相談件数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	-	3,699	6,289	8,519	6,729	8,199	前年度以上
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

参考・関連資料等	<p>関連法令 母子及び寡婦福祉法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html</p> <p>関連事業の平成24年行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0321.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0322.pdf</p> <p>その他関連資料 平成23年度全国母子世帯等調査結果 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/ 子ども・子育てビジョン http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 平成23年度母子家庭等対策の実施状況 http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/11/ 養育費相談支援センターHP http://www.youikuhi-soudan.jp/</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	家庭福祉課長 小野太一	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	----------------	----------	---------